

スポーツ活動支援事業についての規程

(平成30年4月1日より適用する)

① 助成審査の対象となる者

黒石市民(市内の就学児童生徒を含む)が黒石市においてスポーツ活動を行っている場合、全国大会へ出場する上で必要となる費用について支援をする。

支援助成の対象は黒石市内の個人又は団体で、県大会・東北大会などにおいて勝ち残り③に示す様式に従い「全国大会へ出場することになった経緯」の書類を作成し「助成申請書」に添付して事務局へ提出する事とする。

ただし、黒石市などの行政機関からの助成がない事(民間団体や寄附金は可)を条件とする。

② 助成審査会の結果支給可となった場合の助成金の額(支給金額は審査会の裁量による)

個人の場合1名につき派遣先の距離等を勘案し、上限を¥20,000-とする。

団体の場合1団体につき派遣先の距離等を勘案し、上限を¥80,000-とする。

【団体の場合は黒石市が現住所である参加選手(補欠選手は支給対象としない)が助成対象の条件とします。一人当たり¥20,000-を上限とし、総額で ¥80,000- までとする助成金を支給します。】

③ 申請書の提出から決定までの流れ

ホームページ <http://www.kuroishi-zdn.org/> の「スポーツ活動支援事業助成・申請書」から印刷できます。

1. 別紙の第一号及び第二号様式により「助成申請書」を代表理事宛てに参加する全国大会の開催日前に届くよう作成して提出する。(団体の場合は正選手の現住所も記載する)
2. 申請書類の届け先は財団事務局(下記)。
3. 「全国大会へ出場することになった経緯」は大会出場が決まった結果で作成。指定の様式は特にないが、賞状の写し(A4サイズに変倍)を申請書に添付すれば可。
4. 申請書を受理後、二ヶ月以内に審査会を開催し、その審査会の結果は財団の事務局がすみやかに申請者へ通知する。ただし財団の審査会が全国大会の終了後になる場合もある。

④ 助成金の交付と報告義務

【助成金の交付】

交付決定を受けた個人、及び団体は助成が決定した後すみやかに第三号様式によって、助成金の振込みを依頼する書面を郵送にて提出してください。

【報告義務】

全国大会の終了後、すみやかに(大会実施日が3月の場合4月30日までに)事業実施報告書を第四号様式に記入し代表理事宛てに郵送で提出する事。

助成申請書の送り先 は

(〒036-0325)

青森県黒石市青山126番地2

公益財団法人黒石市民財団 宛て

以上の書類はすべて**郵便で提出**してください。

なお「申請書類」が必要な方は上記の住所へハガキで「スポーツ活動支援事業助成申請書」送付希望と書いて申し込んでください。